船舶インシデント調査報告書

平成３０年１月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成２９年５月１６日　０３時００分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後西郷岬南方沖 　今津港西沖防波堤灯台から真方位１８０°　５.０海里付近 　（概位　北緯３６°０５.４′　東経１３３°１８.５′）
インシデントの概要	漁船第六事代(ことしろ)丸は、航行中、主機の逆転減速機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成２９年９月１２日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 漁船　第六事代丸、１９トン 　ＳＮ２－２８３８（漁船登録番号）、有限会社事代丸
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西南西、風力　１ 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の中央期
インシデントの経過等	本船は、船長ほか１人が乗り組み、漁場に向けて隠岐の島町西郷港を出港した後、魚群探索を行いながら航行中、主機操縦ハンドルのクラッチレバーを操作したところ、主機の逆転減速機が半クラッチの状態となってクラッチの切替えができなくなり、運航不能となった。 　本船は、僚船に救助を要請し、来援した僚船にえい航されて境港に入港した。 　本船は、機関修理業者が点検した結果、逆転減速機のファイバープレート、スチールプレート等に焼損を生じていることが判明した。 　本船は、ふだん、魚群探索のほか集魚及び裏こぎにも従事していて前後進のクラッチ切替えが頻繁に行われていた。
分析	本船は、主機の逆転減速機のファイバープレート、スチールプレート等に焼損を生じたことから、半クラッチの状態となり、逆転減速機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。 　主機の逆転減速機のファイバープレート、スチールプレート等は、ふだんから前後進のクラッチ切替えが頻繁に行われていたことから、クラッチ板への負荷が掛かり、焼損を生じた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機の逆転減速機のファイバープレート、スチールプレート等に焼損を生じたため、半クラッチの状

	態となり、逆転減速機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・前後進のクラッチ切替えを頻繁に行う船舶においては、逆転減速機の点検頻度を増やすことが望ましい。